

行政文書公開決定等審査答申書

令和8年3月16日

大和市長 古谷田 力 殿

大和市情報公開審査会

会 長 大 津 浩

令和7年7月8日付けで諮問された行政文書の公開決定等に対する審査請求について、次のとおり答申します。

事件番号	259
公開請求に係る行政文書の名称又は内容	別紙のとおり
審査の結果	令和6年7月17日付け行政文書一部公開決定（大和市指令第1147号）及び同年9月5日付け行政文書一部公開決定（大和市指令第1661号）については、非公開部分を特定する情報の提示が不十分であるため、当該各決定を取り消した上で、非公開部分を具体的に特定する情報を提示する行政文書一部公開決定を改めて行うべきであるが、対象文書が不存在であることを理由としたその余の行政文書非公開決定処分は妥当である。

第1 審査請求の経過

- 1 令和6年7月3日、審査請求人は、大和市長（以下「実施機関」という。）に対し、別紙【公開請求に係る行政文書の名称又は内容】（以下「別紙」という。）の①に記載の行政文書の公開請求（以下「原請求①」という。）をした。
- 2 同月17日、原請求①につき、実施機関は、行政文書一部公開決定（大和市指令第1147号。以下「原処分①」という。）をした。
- 3 同年8月22日、審査請求人は、実施機関に対し、別紙②から④までに記載の行政文書の公開請求（以下それぞれ「原請求②」、「原請求③」及び「原請求④」という。また原請求①と併せて「原請求」と総称する。）をした。
- 4 同年9月5日、原請求②から原請求④までについて、実施機関は、次のとおりの決定をした。
 - (1) 原請求②につき、令和6年9月5日付け行政文書一部公開決定（大和市指令第1661号。以下「原処分②」という。）
 - (2) 原請求③につき、同日付け行政文書非公開決定（大和市指令第1662号。以下「原処分③」という。）
 - (3) 原請求④につき、同日付け行政文書非公開決定（大和市指令第1663号。以下「原処分④」という。）
- 5 同年10月3日、原処分①から原処分④まで（以下「原処分」と総称する。）に対し、審査請求人から審査請求がなされた。

第2 審査請求の趣旨

- 1 原処分を取り消す。
- 2 実施機関は、公開することで原処分に係る職員A、B、C及びD（以下「特定職員ら」と総称する。）の権利利益を害することとなる蓋然性のある情報を特定せよ。
- 3 実施機関は、原処分③に係る職員Aの人事記録台帳につき、昭和62年4月2日ないし平成19年3月31日分を公開せよ。
- 4 実施機関は、原処分④に係る職員Bの人事記録台帳につき、昭和61年3月31日以前及び昭和63年4月2日ないし平成21年3月31日分を公開せよ。
- 5 実施機関は、原処分②に係る職員Cの人事記録台帳につき、平成19年3月31日以前分を公開せよ。

第3 当事者の主張

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨2について

実施機関は、原処分①及び原処分②の「公開することができない部分及び理由」について、「公開することができない部分の概要」を「公開することで当該職員の権利利益を害することとなる蓋然性のある情報（大和市情報公開条例第7条第1号に該当）」とし、理由を「対象者の個人が識別される情報であるため。」とした。

審査請求人においては、原処分①及び原処分②の非公開情報が如何なる情報であるのか明記されていないため、その情報名が特定されない状況下では、具体的な審査請求の理由を示すことができ得ない。

なお、審査請求の趣旨2については、弁明が有り次第、反論を追完するが、記載内容の特定の必要性については、最高裁判所令和7年6月3日判決（同5年（行ヒ）第335号 警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件／判例集等登載前）の射程であることを付言する。

(2) 審査請求の趣旨3ないし5について

ア 実施機関は、特定職員らに係る『人事記録台帳』、若しくはそれに類するもの（採用から所属（配属）の任免の記録を記すもの）を対象とした原請求①に対して、原処分①を行った。公開の対象となった行政文書は次のとおりである。

(ア) 職員Aについて

1. 昭和60年4月1日ないし昭和62年4月1日分の人事記録台帳
2. 平成5年4月1日分の辞令交付簿
3. 平成6年4月1日分の辞令交付簿
4. 平成7年10月1日分の辞令交付簿
5. 平成9年4月1日分の辞令交付簿
6. 平成16年4月1日分の辞令交付簿
7. 平成17年4月1日分の辞令交付簿
8. 平成19年4月1日ないし令和3年3月31日分の人事記録台帳

(イ) 職員Bについて

1. 昭和61年4月1日ないし昭和63年4月1日分の人事記録台帳
2. 平成元年10月1日分の辞令交付簿
3. 平成7年4月1日分及び10月1日分の辞令交付簿
4. 平成10年4月1日分の辞令交付簿
5. 平成12年4月1日分の辞令交付簿
6. 平成13年4月1日分の辞令交付簿
7. 平成14年10月1日分の辞令交付簿
8. 平成15年5月14日分の辞令交付簿
9. 平成16年4月1日分の辞令交付簿
10. 平成18年4月1日分の辞令交付簿
11. 平成21年4月1日ないし令和6年4月1日分の人事記録台帳

(ウ) 職員Cについて

1. 平成5年4月1日分の辞令交付簿
2. 平成7年10月1日分の辞令交付簿
3. 平成10年4月1日分の辞令交付簿
4. 平成13年10月1日分の辞令交付簿
5. 平成14年4月1日分の辞令交付簿（なお、審査請求書において公開された

旨が触れられていないが、審査請求人の遺漏と思慮する。)

6. 平成19年4月1日ないし令和6年6月20日分の人事記録台帳

(エ) 職員Dについて

平成27年4月1日ないし令和6年4月1日分の人事記録台帳

イ 更に、実施機関は、原請求②から④までに対して、原処分②から④までを行った。その内容は、原処分②については令和6年6月20日ないし同年7月20日分の人事記録台帳（原処分①の後に発生した事項を記載したもの）の一部を公開する決定であり、原処分③及び④については「当初より対象となる文書を保有せず、行政文書不存在のため」を理由とする非公開決定であった。

ウ 実施機関は、職員Dを除く特定職員らに係る人事記録台帳の抜けている部分（年度）に対しては、辞令交付簿をもって異動の履歴として公開した。審査請求人が原請求において対象とした「人事記録台帳、若しくはそれに類するもの」とは、上記ア（ア）の1及び8、（イ）の1及び11、（ウ）の6及び（エ）の人事記録台帳を指すものである。当該人事記録台帳については、その正確な名称が特定でき得ないことから、仮称として『人事記録台帳』とした上で、その特定を容易にするため、同旨の文書を包含させるためであり、このことは原請求①のなお書きに「当該人事記録台帳等」（等と明記した事由については、「それに類するもの」を包含するためである。）とは、採用から所属（配属）の任免の記録を記すものである。」と明記するように、採用から所属（配属）の任免が確認でき得る台帳、換言すれば、一体冊子のものであって、実施機関が公開する「辞令交付簿」とは異なるものである。

エ 原請求①に続けて、追完した原請求②から④までにおいて、辞令交付簿が公開の対象とならないように『人事異動台帳』と呼称を使い分けて請求をしたところ、実施機関は、原処分③及び④において、「当初より対象となる文書を保有せず、行政文書不存在のため」を理由として、原処分①で公開されたもの以外の「人事記録台帳、若しくはそれに類するもの」を非公開とする決定した。

人事記録台帳とは、原処分①で公開されたものから明らかなように、職員として採用された年度に作成され、その後の異動、昇格、昇給その他職員に関する諸々の情報を記述することにより、その職員の履歴を管理する文書であることから、その始期は採用年度であり、終期は退職年度である。従って、特定職員らについても、採用から退職、又は原請求の日に至る履歴は当然に文書化又は電子化された上で人事記録として管理されているはずである。

(3) 「人事記録台帳」とは、離職（退職）後の年金額を積算する重要な基礎資料（文書）であるところ、「辞令交付簿」とは、任免の辞令を交付したという事実を記すみの文書であることに鑑みれば、「人事記録台帳」と「辞令交付簿」は、その作成経緯は固より、保管状況を異にすることから、実施機関において「人事記録台帳」に

代えて「辞令交付簿」を年金の積算資料として保管しているとは、到底、認容でき得るものではない。すなわち、実施機関は、更新に係る確認作業等の軽減のため、全ての記録を電子化しなかったというところ、例えば職員A及びBについては、採用日（又は採用日の可能性がある日）から昭和62年又は昭和63年の異動までをそれぞれ紙媒体の「人事記録台帳」を用いているところ、「辞令交付簿」とは、職員の採用（任命）時より作成されることから、「辞令交付簿」を「人事記録台帳」と同旨とするのであれば、そもそも紙媒体の「人事記録台帳」を作成する必要性は皆無（不要）であり、逆に「人事記録台帳」が必要不可欠であるというのであれば、「辞令交付簿」を作成するか否かにかかわらず、「人事記録台帳」は電子化される平成18年度又は平成19年度まで、当然作成を続けるべき重要な文書（年金の積算基礎資料）なのである。

更に付け加えれば、職員Aについては、紙媒体の「人事記録台帳」の最後に記された昭和62年4月1日以降、最初の「辞令交付簿」における平成5年4月1日までの6年間、更には、「辞令交付簿」における平成9年4月1日から平成16年4月1日までの7年間、また、職員Cについては、最後の「辞令交付簿」に記された平成13年10月1日（平成14年4月1日の誤りと思料される。）から電子データの「人事記録台帳」における平成19年4月1日までの5年6か月間（同じく5年間の誤りと思料される。）の異動記録が不明（不存在）である。したがって、実施機関は、審査請求の趣旨3ないし5の義務を負う。

2 実施機関の主張の要旨

従来、人事記録台帳の情報公開請求に対し、月額給与額等の秘匿性の高い情報を除き、一部公開をしている。原請求に係る人事記録台帳は、電子データとしてシステム内で管理されており、過去の人事記録台帳のシステム更新にあたっては、更新に係る確認作業等の軽減のため、各職員について全ての履歴を更新後のシステムに移すことはせず、紙文書で確認できる履歴についてはシステム更新に伴う移行対象から除外してきた。

このため、原請求に対してシステム内で管理されている履歴は、電子データの「人事記録台帳」を印刷して公開し、旧システムで管理され、現システムに移行されなかった履歴は「辞令交付簿」を、それ以前のシステム導入前の履歴については紙の「人事記録台帳」を公開の対象となる文書として特定し、一部公開を行ったものである。

なお、非公開と決定したものについては、原処分①により、既に公開の対象となる文書を全て公開しており、これ以上の対象となる文書がないことから、行政文書不存在としたものである。

第4 当審査会の判断

1 「公開することができない部分の概要」の特定について（審査請求の趣旨2）

(1) 争点

本件において審査請求人は、原処分①及び原処分②の「公開することができない部

分及び理由」における「公開することができない部分の概要」について、審査請求にあたってその理由を示すには、非公開とされた情報が如何なる情報であるかが特定される必要があると主張し、この点につき実施機関は、弁明書において「月額給与等の秘匿性の高い情報を除き、一部公開をしてきた。」と主張し、審査会による聴取に対して非公開部分をこれ以上具体的に示すことによって非公開部分の内容が明らかになるおそれがあり、個人の権利利益を害する蓋然性（大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号。以下「条例」という。）第7条第1号該当性）があると主張する。そこで、原処分①及び②における非公開部分の理由付記の妥当性について検討する。

(2) 情報公開制度における理由付記について

理由付記の制度は、非公開事由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を公開請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨（最高裁判所平成4年（行ツ）第48号、同年12月10日第一小法廷判決参照）から設けられているものと解される。このような趣旨に鑑みれば、決定通知書に付記すべき理由としては、公開請求者において、条例第7条各号所定の非公開事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非公開の根拠規定を示すだけでは、当該行政文書の種類、性質等とあいまって請求者がそれらを当然に知り得るような場合は別として、条例第11条第4項が要求する理由付記としては十分ではない。

一方で、非公開部分を特定するにあたっては、情報公開制度においては非公開とした情報の具体的な内容を事実上明らかにしてしまうような表記ができないという特殊性があることも十分に考慮した上で、可能な範囲で具体性のある非公開部分の付記をすべきである。

(3) 本件における非公開部分の理由付記の妥当性について

実施機関は、上記の考え方を踏まえ、当該情報が明らかにならない程度で、審査請求人が合理的な主張ができるよう、可能な限り具体的な非公開部分の付記を行うべきである。

すなわち、原処分①における非公開情報のうち、「号給」という記載は公開されていること、また、人事記録台帳については「等級号給」及び「給料月額」又は「号俸」及び「金額（円）」の項目の記載が公開されていることから、「号給」及び「給料月額」の具体的数字が非公開部分に含まれることが明らかであり、決定通知書にその旨を付記することにより当該個人の権利利益を害する事情は認められず、これを非公開部分の具体的な説明として決定通知書に付記しない理由はない。

よって、原処分①及び原処分②の「公開することができない部分の概要」の記載は、単に条文の表現を記載したものにすぎず、制度上求められる程度に十分に非公開情報の特定がされたものとはいえない。非公開とした部分の特定としては、「給料月額」、

「号給」、それら以外の非公開情報については、具体的な内容を示すことによりその内容が明らかになる一定のおそれは考えられるものの、本件では「個人のプライバシーに関わる事項」という程度の記載は求められるものといえる。

なお、審査請求人の主張において、非公開部分の記載内容の特定の必要性について、最高裁判所令和7年6月3日判決（同5年（行ヒ）第335号警察庁保有個人情報管理簿一部開示決定取消等請求事件/判例集等登載前）の射程であることが付言されているが、当該判例は不開示情報が記録されている部分を細分化することなく一体的に非公開とするような解釈は許されず、個々の記載の性質及び内容に即した具体的な部分開示の可能性を検討すべきと判示した例であり、原処分①及び原処分②については、上記のとおり決定通知書に付記すべき理由の記載は十分ではないが、公開文書における非公開部分の細分化はなされており、当該論点に関する問題点は見当たらない。

2 文書不存在とされた文書の存否について（審査請求の趣旨3ないし5）

(1) 争点

審査請求の趣旨3ないし5に係る争点は、次に掲げる人事記録台帳（採用から所属（配属）の任免が確認でき得る一体冊子の台帳をいう。以下「本件行政文書」と総称する。）の存否である。

ア 原処分③により文書不存在とされた職員Aに係る昭和62年4月2日ないし平成19年3月31日分の人事記録台帳

イ 原処分④により文書不存在とされた職員Bに係る昭和61年3月31日以前及び昭和63年4月2日ないし平成21年3月31日分の人事記録台帳

ウ 原処分②により文書不存在とされた職員Cに係る平成19年3月31日以前分の人事記録台帳

この点につき、審査請求人は、本件行政文書が存在する前提として、人事記録台帳に代えて辞令交付簿を年金の積算資料として保管しているとは、到底、認容でき得るものではないことを主張する。

一方で実施機関は、人事記録台帳を電子データとしてシステム内で管理しており、過去の人事記録台帳のシステム更新にあたっては、更新に係る確認作業等の軽減のため、各職員について全ての履歴を更新後のシステムに移すことはせず、紙文書で確認できる履歴を移行対象から除外してきた、と主張する。

本件については、実施機関の側が文書不存在を積極的に立証すべき事情が見当たらないことに鑑みて、文書の存在を主張する審査請求人の主張に本件対象文書の不存在を覆すに足りる合理的な理由があるかについて検討する。

(2) 本件行政文書の管理状況とその性質について

本件行政文書の管理状況とその性質について、実施機関の意見を聴取したところ、次の事実が認められる。

ア 本件行政文書の性質について

原処分①における公開文書のうち、辞令交付簿とは、職員の所属及び職名の履歴といった任命の記録であり、人事記録台帳とは、任命の記録に加え、職員の住所、給料及び処分の履歴を記録したものである。人事記録台帳を管理するシステム導入以前において、紙媒体の人事記録台帳及び辞令交付簿の両方が作成されていたことは事実であり、その記録項目も異なることから、本件行政文書と辞令交付簿は同旨のものではない。

一方で、年金の積算については、辞令交付簿とその他のデータを照合することにより積算が可能であることから、人事記録台帳が一部の期間において不存在であっても、審査請求人が主張するような問題は生じない。

イ 本件行政文書の管理状況について

人事記録台帳の管理状況は3段階の変遷があった。すなわち、辞令交付簿と同様に人事記録台帳を紙媒体で作成していた第1の期間、次に人事記録台帳をデータ化し、システム（以下「旧システム」という。）で管理していた第2の期間があり、その後、別のシステム（以下「現システム」という。）へ移行した第3の期間である。それぞれの期間に応じた原処分①における公開文書は、次のとおりとなる。

第1の期間に該当するものは、紙媒体の人事記録台帳であり、職員Aに係る昭和60年4月1日から昭和62年4月1日までの人事記録台帳及び職員Bに係る昭和61年4月1日から昭和63年4月1日までの人事記録台帳である。

第2の期間に該当するものは、紙媒体の辞令交付簿であり、職員Aに係る平成5年4月1日から平成17年4月1日までの辞令交付簿、職員Bに係る平成元年10月1日から平成18年4月1日までの辞令交付簿及び職員Cに係る平成5年4月1日から平成14年4月1日までの辞令交付簿である。

第3の期間に該当するものは、現システムから印刷した人事記録台帳であり、職員Aに係る平成19年4月1日から令和3年3月31日までの人事記録台帳、職員Bに係る平成21年4月1日から令和6年4月1日までの人事記録台帳、職員Cに係る平成19年4月1日から令和6年6月20日までの人事記録台帳及び職員Dに係る平成27年4月1日から令和6年4月1日までの人事記録台帳である。

旧システムの導入以前は人事記録台帳を紙媒体として管理しており、旧システムの導入に際して紙媒体の人事記録台帳の情報を電子データとして旧システムに登録しており、紙媒体の人事記録台帳の保存期間が職員の退職後30年間であることから、保存期間内の紙媒体の人事記録台帳は現在も存在している。

また、旧システムから現システムへの更新に際しては、人事記録台帳の記録項目のうち、全職員の任命の記録を現システムへ移行しなかった。本件行政文書の一部であって、不存在を理由に非公開とされたものは、この旧システムの運用期間中における対象職員の任命の記録と特定できる。

当該期間中においても、辞令交付簿は紙媒体として作成されているが、一方で人事記録台帳は旧システム上でのみ管理しており、紙媒体は作成されていない。また、人事記録台帳の情報のうち、住所や給料、処分の履歴等は旧システムから現システムへ移行しているが、任命の記録、つまり、どの所属にどの職名でいたかという記録は、辞令交付簿により確認が可能であり、情報として重複するものであること、移行データ量が膨大であることを踏まえ、システム更新時の確認作業等を軽減する目的のため、現システムには移行しなかった。

(3) 本件行政文書が不存在とする理由とその蓋然性について

旧システムの導入以前の紙媒体の人事記録台帳のうち、職員退職後30年間以内のものは現在も存在している。

旧システムの運用期間において、人事記録台帳は電子データとして作成され、紙媒体では作成されていない。また、旧システムから現システムへの移行時点で、本件行政文書と特定する、任命の記録に係るデータは、辞令交付簿の内容と重複することを踏まえて、現システム上では人事記録台帳の登録事項とされていない。

このため、旧システムの運用期間内の人事記録台帳は、紙媒体として存在しておらず、旧システムの運用期間内の人事記録台帳のうち、任命の記録に係る電子データは、現システム上に存在していない。

このことについて、審査請求人は、人事記録台帳に代えて辞令交付簿を年金の積算資料として保管しているとは、到底、認容でき得るものではないと主張するが、年金の積算については、辞令交付簿とその他のデータを照合することにより積算が可能であることから、審査請求人が主張するような問題は生じないため、これによる当該職員の年金の積算には影響はなく、確認作業等の軽減のためデータを移行しなかったとする実施機関の主張には合理性が認められる。

よって、審査請求人の主張する一定の期間における人事記録台帳である本件行政文書については、任命の記録を含む一体冊子の形、つまりは台帳の形の本件行政文書を実施機関が保有していないことには十分な蓋然性があり、一方で審査請求人の本件行政文書が存在するはずとの主張には、こうした蓋然性を否定するに足りる十分に合理的な根拠を見出すことができない。

3 結論

以上のとおり、原処分①及び原処分②については、「公開することができない部分の概要」を特定する情報の提示が不十分であるため、当該各決定を取り消した上で、原処分①の当該情報を「給料月額、号給その他個人のプライバシーに関わる事項であって、公開することで当該市職員の権利利益を害することとなる蓋然性のある情報」、原処分②の当該情報を「個人のプライバシーに関わる事項であって、公開することで当該市職員の権利利益を害することとなる蓋然性のある情報」と可能な限り具体的に特定した行政文書一部公開決定を改めて行うべきである。

一方、原処分③及び原処分④については、当初より本件行政文書を保有しておらず、不存在であることを理由としたその余の行政文書非公開決定処分は妥当である。

4 付言

条例第11条第4項は行政文書が不存在である場合には、決定通知書における理由付記を義務付けていない。原処分③及び原処分④においては、単に文書不存在のみを示すのではなく、「当初より対象となる文書を保有せず」と記載し、実施機関ができるだけ具体的に理由を付記しようと配慮した一定の姿勢が見られる。

しかしながら、本件のように一部の期間のみを対象に人事記録台帳に代わって辞令交付簿を公開の対象とするような特殊な事例では、情報公開請求を行った者には上記2で述べたような事情を把握することは到底困難であるから、実施機関としての説明責任を重視して、より具体的な理由を付記することが望ましく、決定通知書の理由の記載について改善を求める意見があったことを付言するものとする。

第5 審査の経過

令和7年 7月 8日 諮問
同年 8月 4日 第1回審議
同年11月10日 第2回審議（結審）

大和市情報公開審査会

会長 大津 浩
委員 鈴木 健次
委員 坂田 淳一
委員 福永 清貴

別紙 【公開請求に係る行政文書の名称又は内容】

<令和6年7月3日付け請求分 1件>

- ① 職員A、職員B、職員C及び職員Dに係る『人事記録台帳』、若しくはそれに類するもの。なお、当該人事記録台帳等とは、採用から所属（配属）の任免の記録を記すものである。

⇒ 令和6年7月17日付け行政文書一部公開決定（大和市指令第1147号）

<令和6年8月22日付け請求分 3件>

- ② 職員Cに係る『人事記録台帳』、若しくはそれに類するもののうち、下記以外のもの

1. 平成5年度の辞令交付簿
2. 平成7年度の辞令交付簿
3. 平成10年度の辞令交付簿
4. 平成13年度の辞令交付簿
5. 平成19年4月1日以降の人事異動等台帳（2枚）

⇒ 令和6年9月5日付け行政文書一部公開決定（大和市指令第1661号）

- ③ 職員Aに係る『人事記録台帳』、若しくはそれに類するもののうち、下記以外のもの

1. 昭和60年4月1日～昭和62年4月1日の人事異動台帳
2. 平成5年度の辞令交付簿
3. 平成6年度の辞令交付簿
4. 平成7年度の辞令交付簿
5. 平成9年度の辞令交付簿
6. 平成16年度の辞令交付簿
7. 平成17年度の辞令交付簿
8. 平成19年4月1日以降の人事異動等台帳

⇒ 令和6年9月5日付け行政文書非公開決定（大和市指令第1662号）

- ④ 職員Bに係る『人事記録台帳』、若しくはそれに類するもののうち、下記以外のもの

1. 昭和61年4月1日～昭和63年4月1日の人事異動台帳
2. 平成元年度の辞令交付簿
3. 平成7年度の辞令交付簿（2枚）
4. 平成10年度の辞令交付簿
5. 平成12年度の辞令交付簿
6. 平成13年度の辞令交付簿
7. 平成14年度の辞令交付簿
8. 平成15年度の辞令交付簿
9. 平成16年度の辞令交付簿
10. 平成18年度の辞令交付簿
11. 平成21年4月1日以降の人事異動等台帳

⇒ 令和6年9月5日付け行政文書非公開決定（大和市指令第1663号）